

京都市告示第 249 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 6 年 7 月 1 日

京都市長 松井孝治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
志水 愛衣	(医) 社团洛和会 洛和会音羽病院	内科、腎臓 内科	腎臓	音声・言語、肢 体、心臓、呼吸 器、ぼうこう・ 直腸、小腸、肝 臓
滝本 見吾	たきもと内科クリニ ック	内科	心臓、腎臓、 ぼうこう・直 腸、小腸、肝 臓	肢体、呼吸器
大橋 拓馬	(福) 京都社会事業 財団 西陣病院	外科	ぼうこう・直 腸、小腸、肝 臓	肢体、心臓、腎 臓、呼吸器
櫻井 桃子	京都府立医科大学附 属病院	リハビリテーション 科	音声・言語、 そしゃく、肢 体	平衡

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
梶田 出	(医) 財団康生会 康生会クリニック	内科	心臓、腎臓、 呼吸器	音声・言語、肢 体、ぼうこう・ 直腸、小腸、肝 臓

* 障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター相談課)